EPA活用マニュアル



・・・日本インドネシアEPA版・・・



第1部 特恵税率適用までの流れ 02~08頁

第2部 関税率表の見方 09~16頁

第3部 譲許表の見方 17~24頁

第4部 原産地規則とは何か 25~28頁

第5部 原産地証明書の取得 29~33頁

第6部 積送基準、GSPなど 34~37頁

2017年12月15日更新ジェトロ・貿易投資相談課

日本インドネシア経済連携協定(EPA)は2008年7月1日発効!

経済連携協定 EPA・Economic Partnership Agreement 自由貿易協定 FTA・Free Trade Agreement

FTA

特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の 障壁等を削減・撤廃する協定

> 物品の関税を 削減・撤廃

サービス貿易の障壁等を削減撤廃

EPA

FTAを柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定

投資規制撤廃

人的交流の拡大

各分野の協力

知的財産制度 競争政策の調和

日インドネシアEPAの発効により・・・

- ★ 日本からインドネシアに輸出する物品、および インドネシアから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
 - 即時撤廃になるもの
 - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
 - 割当量以内で減税あるいは無税
 - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
 - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの
- ★ 日インドネシア(EPA)特恵税率
 - ・・・日インドネシアEPAによって、削減・撤廃される税率



★ インドネシアに輸出(またはインドネシアから輸入)する物品の特恵税率 を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

EPA特恵税率が適用されるための要件 1、2、3のすべてが必要

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか?

日本からインドネシアに輸出・・・インドネシア側EPA特恵関税率表を確認インドネシアから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

- 2. 輸入貨物にEPA特恵税率の<u>適用資格(原産資格)</u>があるか?
 - 2-1 <u>原産地規則</u>を満足していることおよび<u>積送基準</u>を満足していること
 - 2-2 そして、それを<u>証明</u>すること

原産地規則を満足している証明は<u>原産地証明書</u> 積送基準を満足している証明は<u>運送要件証明書</u>(通しの船荷証券の写し等)

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等) を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad

ADB Asia Regional Integration Center http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を 初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを 確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、

日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意!

4. 対象輸出産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

- ⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、
 - 一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

- 1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査
 - ⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad

ADB Asia Regional Integration Center http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php

- 2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要
 - ⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を 初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。 協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。
2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、

日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

- 3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる
 - ⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

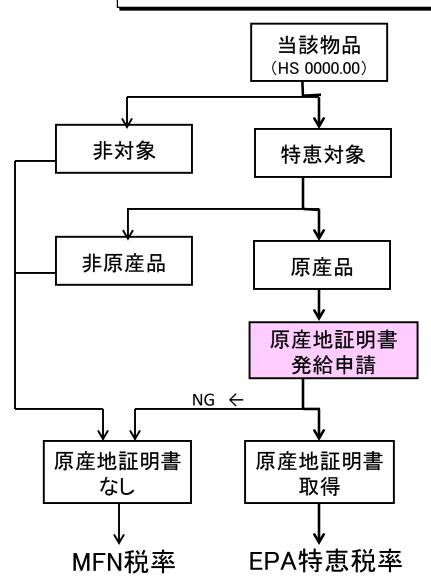
EPA/FTAには再協議品目や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので、注意!

- 4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する
 - ⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、 一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産 地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、

- ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
- ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した 実績があれば、その輸入許可書上のHSコード を確認する(11-12頁参照)

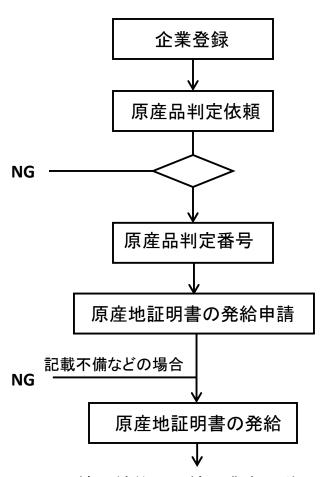
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則) から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	インドネシア側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	インドネシアで

原産地証明書発給の流れ



輸入締約国の輸入業者に送付 業者は税関に提出、特恵税率で通関

輸出者および<u>原産品判定依頼を行う生産者</u>の企業登録。 企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。 登録内容に 変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定 依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する 原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年 間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給 システム」にアクセスし、係る必要情報を入力し、判定を依頼。 必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への 照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。 申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品 の原産品判定を受けておく⇒「原産品判定番号」を取得して おく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

> 詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照 https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html

関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
 - HSコードとは・・すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
 - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる

<u>協定附属書1(譲許表)</u>から調べる。その他以下の調べ方がある。

- 〇 日本の関税率 税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
- インドネシアなど世界各国の関税率 ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データ ベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の<u>来年度以降の特恵関税率</u>は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(19頁参照)
 - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
 - 〇「B」の品目は毎年均等な引き下げ・・発効日に最初の引き下げが行われ、 以降、日本側は毎年4月1日にインドネシア側は毎年1月1日に引き下げら れる

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているので、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは?

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。 HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目~10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1)日本から輸出の場合:6頁参照(2)日本への輸入の場合:7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

「事前教示制度(品目分類関係)」

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

「輸入貨物の品目分類事例」

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

http://www.customs.go.jp/question2.htm

http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象産品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」

税関「輸出統計品目表2017年版」

税関「実行関税率表2017年5月16日版」

税関「輸出入手続きの便利な制度」

税関「輸入申告書」

税関「輸入申告書記載要領」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201 jr.htm

http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7

http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/

http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261

横浜税関:045-212-6156/045-212-6000

大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001

門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372

沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700

名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100

神戸税関:078-333-3118/078-333-3100

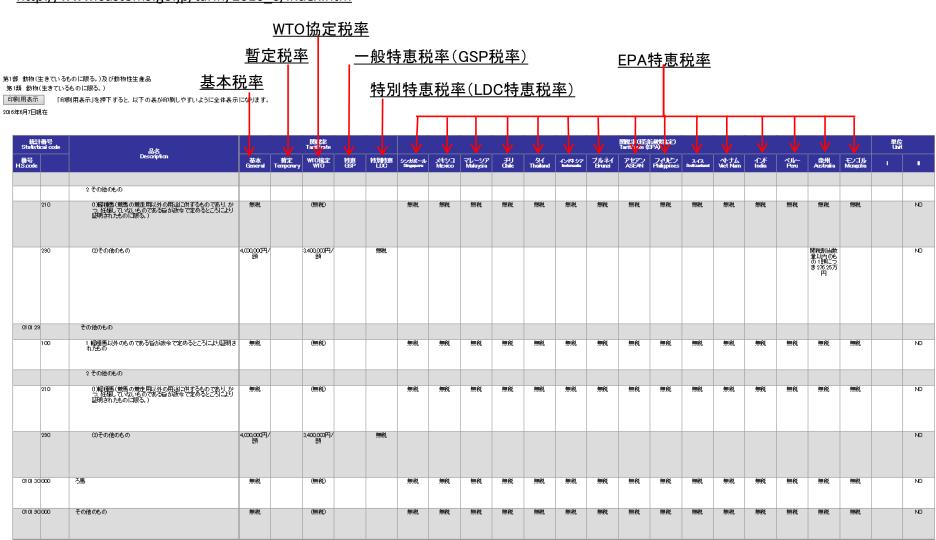
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

第2部 関税率表の見方

日本の実行関税率表

財務省関税局のウエブサイト 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm



出所:関税局ウェブサイト

関税の種類(日本の場合)

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用			
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で <u>最恵国待遇</u> を約束している国からの産品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率(協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される)			
一般特恵税率 (GSP税率)	開発途上国で、特恵関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国(特恵受益国)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特恵税率)を適用する制度(GSP: Generalized System of Preferences)特恵原産地証明書(Form A)が必要			
特別特恵税率 (LDC税率)	特恵受益国のうち、後発開発途上国(LDC)を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、 税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特恵対象品目を輸入する場合も、LDC特恵税率が 適用され、無税となる。LDC特恵税率の適用には、原則として、特恵原産地証明書(Form A)の提出 が必要。関税暫定措置法で定められている			
協定特恵税率 (EPA特恵税率)	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシア EPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インド EPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率			
	協定	非協定		
特恵	EPA特恵税率 (対:シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、 インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、 ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル)	一般特惠(GSP)税率 特別特惠(LDC)税率		
非特恵	WTO協定税率	基本税率		

出所:税関「関税のしくみ」、外務省「特恵関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設 定されている 品目 協定税率が設 においる	暫定税率が設定されてい る品目	暫定税率>協定税率である品目	⇒	協定税率を 適用
		暫定税率≦協定税率である品目		暫定税率を 適用
	暫定税率が設定されてい ない品目	基本税率>協定税率である品目	↑	協定税率を 適用
		基本税率≦協定税率である品目	1	基本税率を 適用
	暫定税率が設定されている品目			暫定税率を 適用
	暫定税率が設定されていない品目		*	基本税率を 適用

MFN: Most Favored Nation(最惠国待遇)

出典:税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

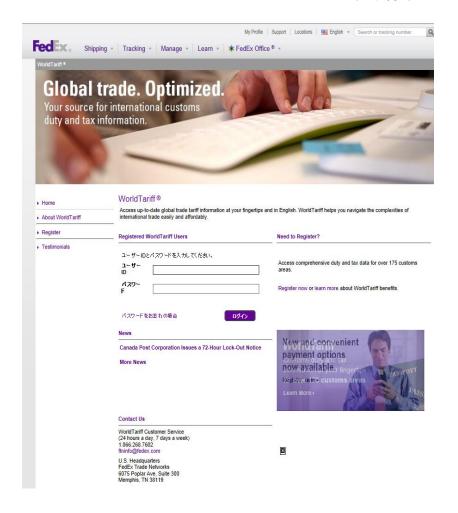
ジェトロ・ウェブサイトからインドネシアの関税率を調べる

世界各国の関税率

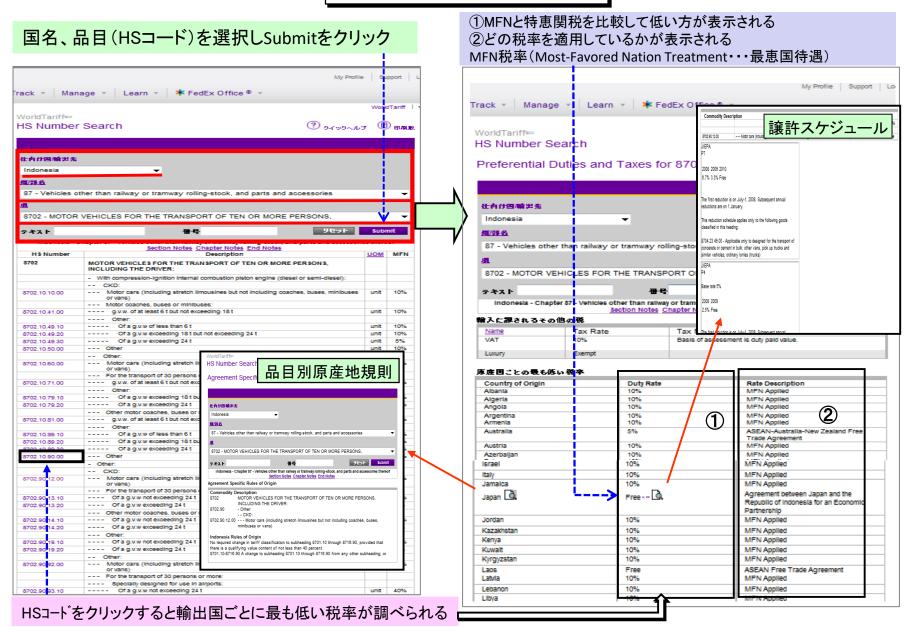
https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/



初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要
⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可



WorldTariffの画面



来年度以降の(EPA)特恵税率は譲許表で調べる・・・

外務省ウェブサイト

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/indonesia/jyobun.html

協定全文

日本側譲許表

品目別原産地規則

和文テキスト(PDF)

- ·<u>附属書1(第2章関係) 第20条に関する表(PDF)</u>
- ·附属書2(第3章関係) 品目別規則(PDF)
- ·附属書3(第3章関係) 原産地証明書の必要的記載事項(PDF)
- ·<u>附属書4(第5章関係) 第64条1(a)に規定する措置に関する留保(PDF)</u>
- ·附属書5(第5章関係) 第64条3に規定する措置に関する留保(PDF)
- ·<u>附属書6(第5章関係) 第69条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定</u>

(PDF)

- ·<u>附属書7(第6章関係) 金融サービス(PDF)</u>
- ·附属書8(第6章関係) 第81条に関する特定の約束に係る表(PDF)
- ·<u>附属書9(第6章関係) 第82条に関する最恵国待遇の免除に係る表(PDF)</u>
- ·<u>附属書10(第7章関係) 自然人の移動に関する特定の約束(PDF)</u>
- ·附属書11(第8章関係) エネルギー・鉱物資源物品の表(PDF)
- ・<u>附属表12(第8章関係) 第98条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資</u> の促進及び円滑化に関する追加的な規定(PDF)

インドネシア側譲許表は英文テキストANNEX1の261頁以降に表示 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/index.html



出所:外務省ウェブサイト

インドネシアの特恵税率はインドネシア譲許表に記載 英文テキストの261~718頁

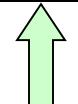
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
71.10	Platinum, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder form Platinum:			
7110.11	Unwrought or in powder form:			
7110.11.10.00	In lumps, ingots, cast bars, powder or sponge		Α	
7110.11.90.00	Other	10%	B5	





日本語の品目名は、輸出統計品目表などを参照 http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm

当該品目のHSコード(上6桁は世界共通) 輸出実績があれば貿易担当に問い合わせる 輸出実績がなければ税関に問い合わせる





ジュール20頁参照



注釈 22頁参照

基準税率

必ずしもMFN税率に一致しない 必ず最新のMFN税率も確認する

譲許表4欄(区分)

4欄	内容	備 考
Α	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の 毎年均等な関税引き下げにより、 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n= 5,6,7,9,10,15 初回:協定発効日 次回以降:4月1日(日本)、1月1日(インドネ シア)
Р	協定の発効日から不均衡な 関税引き下げにより、削減 あるいは撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 対象品目:乗用車、写真機等(インドネシア) 初回:協定発効日、次回以降:4月1日(日 本)、1月1日(インドネシア)
Q	関税割当	条件は第5欄に掲げた番号の注釈による 対象品目:生鮮バナナ 生鮮パイナップル(900g未満)
R	協定の発効後、一定期間を 経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

出所:財務省関税局資料より一部抜粋

「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例)なす(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る) HS0709.30

日本側譲許・・・B5(5年6回の段階的引き下げによる撤廃)

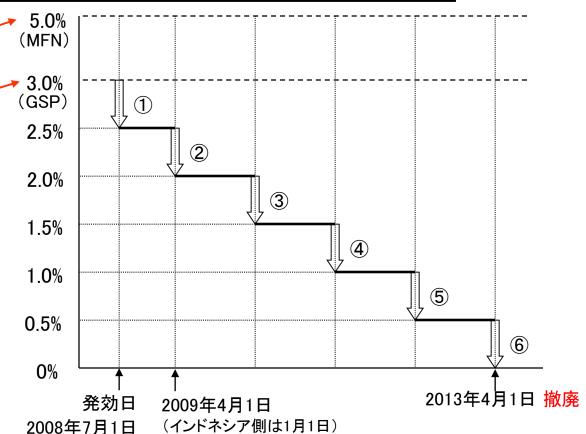
MFN税率 ••••5.0%

GSP税率 ••••3.0%

基準税率 5.0% ただしGSP対象品目に ついては、GSP税率が 基準になる (例外)生鮮のあひるの肝臓

X年目の税率の計算 1回目の削減幅 3÷(5+1)=0.5 X年目の税率 (3.0-X)×0.5

一般特恵税率は協定発効後EPA 特恵関税が(一般特恵関税)に とってかわることになる



インドネシア側譲許表5欄(注釈)

表5欄	インドネシアの譲許スケジュールに関する注釈
1	(i)5%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ)(ii)2010年1月1日無税
2	⇒次ページ参照(23、24頁): 特定用途免税措置
3	協定発効日から15%に引き下げ、2016年から12%
4	(i)5%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ)(ii)2009年1月1日無税
5	(i)協定発効日から20%、(ii)2016年1月1日から16%
6	(i)協定発効日から10%、(ii) 2016年1月1日より5%、あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結) に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
7	(i)10%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii)2010年1月1日無税
8	(i)協定発効日から13% (ii)2008年1月1日 10% (iii)2009年1月1日 8% (iv)2010年1月1日 6% (v)2011年1月1日 4% (vi)2012年1月1日 無税
9	(i)協定発効日から15%から無税まで毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii)2011年1月1日 無税
10	(i)8%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii)2009年1月1日 無税
11	(i)協定発効日から8%、(ii)2016年1月1日 5%、あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結)に基づく インドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
12	(i)協定発効日から8%、(ii)2016年1月1日 6.4%
13	協定発効日から60%に引き下げ、2010年1月1日20%、2016年から5%あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日 締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
14	協定発効日から45%に引き下げ、2010年1月1日20%、2016年から5%あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日 締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
15	協定発効日から40%に引き下げ、2010年1月1日20%、2016年から5%あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日 締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方

インドネシア側譲許表5欄(注釈)の2

- 2.(a) この協定発効の日から、次のような原産品には関税は適用しない。
 - (i) その原産品が次の様な分野の公認生産者と公認鉄鋼サービスセンターによって直接輸入・ 使用される場合。
 - (A) 自動車、オートバイとその部品
 - (B)電気電子機器
 - (C)建設機械、重機械
 - (D)石油、ガス、電気

その条件として、産品の仕様、グレード、数量、納期に関するユーザーの要求を満足させる製品がインドネシアで生産されていないこと、そして、上記(D)に関して、日本あるいはインドネシアの投資家がその原産品の相当のシェアを保持しているプロジェクトで使用されること。

- (注)上記(D)とその関連条件は4年目に見直しが行われることを条件とする。
- (ii) その原産品は保税地域、保税杭打ち地区、あるいは保税倉庫、特別経済地域のユーザーのために輸入されるものである。
- (b) 締約国の一方は他方の締約国の要求により、本記述に関する協議開催を受諾せねばならない。 両国共に協議のためにユーザーの代表者、生産者、その他関係するもの招聘することができる。

インドネシア側譲許表(特定用途免税制度)

- ▶ インドネシアに輸入される日本原産品が、インドネシア側より承認を受けた 製造業者およびスティールサービスセンターによって直接輸入され、かつ以下 の要件(i)(ii)を満たす場合、もしくは、当該原産品が、保税地区等にある使用 者のために輸入される場合に、免税措置を受けることができる。
 - (i) 自動車・同部品(二輪車を含む)、電気電子機器、建機・重機、エネルギー 分野の製造業者等の使用に供されること
 - (ii) インドネシア国内産品と競合しないこと (ただし、エネルギー分野については、日本またはインドネシアの投資家が 相当のシェアを有するプロジェクトでの使用に供されるものに限る。)
- 対象品目:鉄鋼・鉄鋼製品292品目、化学品等36品目 (インドネシア側譲許表中Column 5 Note(注釈)に「2」が付されている品目 が対象)

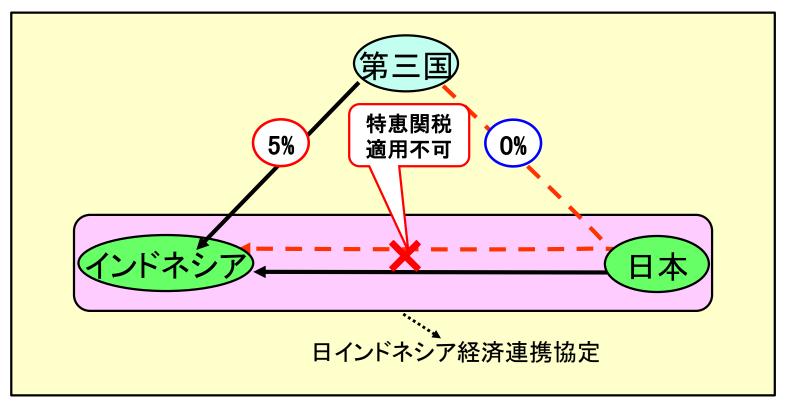
日本側讓許表5欄(注釈)

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈		
1	見直しの時期(協定発効後5年毎)⇒ はまぐり、あわび、天燃蜂蜜等		
2	a)関税割当の条件(1年目~5年目まで1,000トン/年 枠内税率:無税)⇒ 生鮮バナナ等 b)関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入国が発給する関税割当の証明書により行う(輸出国管理方式:輸出国が割当を行う)。5年目にその後の輸入割当数量交渉する。合意が得られるまでの間は上記数量を適用する。 c)関税割当の下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は次のとおりi)毎年4月1日から同年9月30日までに輸入される原産品⇒10% ii)毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入される原産品⇒20%		
3	a) 関税割当数量:1年目100トン、2年目150トン、3年目200トン、4年目250トン、5年目300トン、 枠内税率:無税 生鮮パイナップル等 b) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入国が発給する関税割当の証明書により行う(輸出国管理方式:輸出国が割当を行う)。5年目にその後の輸入割当数量交渉する。合意が得られるまでの間は上記5年目の数量を適用する。 c) 関税割当の下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は協定発効日から17%		
4	再交渉の時期(協定発効後4年目) ⇒ 一時保存処理バナナ、エチルアルコールの一部		
5	協定発効日から関税率を15%から13%まで6回にわたり毎年均等引き下げ⇒ ワッフル、ウエハーなど		
6	a) 関税割当数量:1年目から5年目まで毎年2万5,000トン 枠内税率:3.4% ⇒ D-グルシトール等b) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は関税割当制度を運用し、合計割当数量の配分についても輸入締約国が行う(輸入国管理方式輸入国が割当を行う)。5年目にその後の輸入割当数量交渉する。合意が得られるまでの間は上記数量を適用する。c) 関税割当の下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は協定発効日から関税率を17%から12%まで8回わたり毎年均等引き下げ		

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か?

日本-インドネシア経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特恵関税は当該国の原産品に限り適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、第三国から輸入した物品を、日本からインドネシアに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)



原産品判定基準(1) 日本インドネシア協定の場合

原産地規則を満たしている産品は「原産品」であり、 次のいずれかの産品は、産品の締約国「原産品」である

- (1)完全生産品
 - 当該締約国の領域において得られ、または生産される産品
- (2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において
 - 生産される産品
 - (注)二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産 材料の場合
- (3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、 附属書2(品目別規則)に定める<u>実質的変更基準</u>を満たすもの。 品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。
 - (3)-1 付加価値基準
 - (3)-2 関税分類変更基準
 - (3)-3 加工工程基準

原産品判定基準(2)

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。 従って、HSコードを確定し、利用する経済連携協定の品目別規則(日本インドネシア経済連携協定の場合、 附属書2)に規定されている対象輸出産品に要求されている原産地規則を調べる。輸出産品がこの基準を 満たしていることを審査し、基準を満たせば、原産地証明書が発行される。

		概要	適用される産品例	
(1)完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を 原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品	
(2)当該締約国の原産材料 のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域に おいて生産される産品(一次材料は全て原産材料であ るが、二次材料以前の材料に非原産材料が使用され た場合)	加工食品など	
(3)非原産材料を用いて加工 された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもので、3つの実施的変更基準がある	鉱工業品 日インドネシア経済連携協定では、鉱工業	
	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率 (例:40%)以上となる場合に、原産品とする	品の場合、付加価値基準もしくは関税分類 変更基準のいずれか一方を満たすことを	
品目別規則	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類 番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	もって原産品とするルールが一般的	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または 技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が 2つ以上行われたことをもって原産品とする	繊維製品: 日インドネシア経済連携協定では、織物の場合、製織と染色が必要 化学品、プラスチック・ゴム製品他: 化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ることが必要	

原産地規則(附属書2の見方)

関税分類変更基準

4年 0 1 米日	吐��ひァヾヱ。	の立7 ロ
第91類	時計及びその	

9101.11 - 9112.90

第9101.11号から第9112.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の 材料からの変更又は、

原産資格割合が40%以上であること(第9101.10号から第9112.90号までの各 号の産品への関税分類の変更を必要としない)

9113.10 — 9113.20

9113.90

9114.10 - 9114.90

第9113.10号又は第9113.20号の産品への他の項の材料がらの変更

第9113.90号の産品への他の類の材料からの変更

第9114.10号から第9114.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の 材料からの変更又は、

原産資格割合が40%以上であること(第9114.10号から第9114.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)

付加価値基準

9101.11-9112.90(時計)は6桁の関税分類変更基準または40%以上の付加価値基準のいずれかを満たしていれば原産品である

9113.10-9113.20(貴金属製又は卑金属製の携帯用時計のバンド及びブレスレット)、9113.90(貴金属・卑金属製以外の携帯用時計のバンド及びブレスレット)は4桁の関税分類変更基準を満たせば原産品である

(原文は縦書き)

原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

★ 発給機関: (日本側)日本商工会議所

(インドネシア側) 商業省(Ministry of Trade)

★ 提出時期:輸入申告時

★ 有効期間:1年間

★ 対象となる輸入は1回限り

★ 第三国で発出されるインボイス:受け入れ可

★ 遡及発給:あり

★ 再発給:あり

★ 一般特恵(GSP)の原産地証明書(Form A)の代用は不可

★ 200USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合 (日本:20万円)には、提出を要しない

(注)インドネシアは2016年7月1日現在、関税の還付制度および許可前引取り制度はないので、EPA特恵税率利用の場合は輸入通関時、特定原産地証明書提出が必須

出所:日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

企業登録申請に必要となるデータ

<企業の場合>

- (1)履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2)「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の 発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3)「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

<個人の場合>

- (1)戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書 (双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2)「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3)企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所:日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼に必要となるデータ

- (1)判定依頼者、担当者にかかわる情報(企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、 担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等)
- (2)生産者に係る情報(企業登録番号、企業名〈英文·和文〉、所在地〈英文·和文〉、郵便番号、電話番号等)
- (3) 原産品判定を行う輸出産品のHSコードと英文名称
- (4)原産品判定基準 (原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準)
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された産品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された産品
 - C:国内において、非原産材料を使用し生産された産品で、品目別原産地規則 (附属書2)の要件等を全て満たす産品
 - ①付加価値基準 ②関税分類変更基準 ③加工工程基準
 - 4)付加価值基準+関税分類変更基準
- (5)僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書(特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、 所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等)
- (7)この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所:日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き」より一部抜粋)

原産地証明書発給申請に必要となるデータ

- (1)発給申請者に係る情報:企業名、住所、電話番号等
- (2)輸入者に係る情報
- (3)原產品判定番号
- (4)貨物運送詳細:積込日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)
- (5) 仕入書(インボイス) 記載事項: 品名、数量・単位、仕入書番号(Invoice Number)、仕入書日付(Invoice Date)、Marks and numbers、Number and kind of package、仕入書作成者 名(英文)、仕入書作成者住所(英文)
- (6)この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所:日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

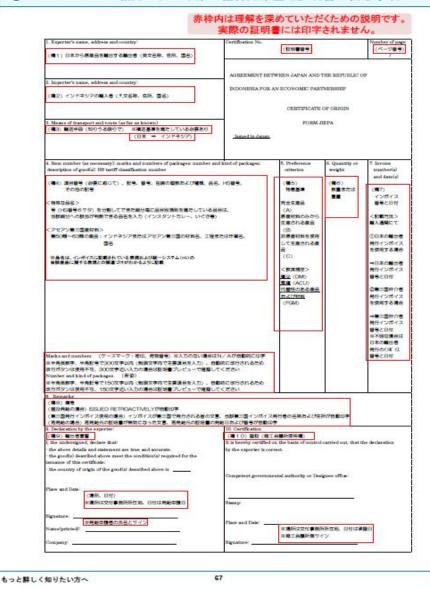
原産地証明書記載内容

日本商工会議所ウェブサイト 「特定原産地証明書発給申請マニュアル」 事前準備編67頁

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf

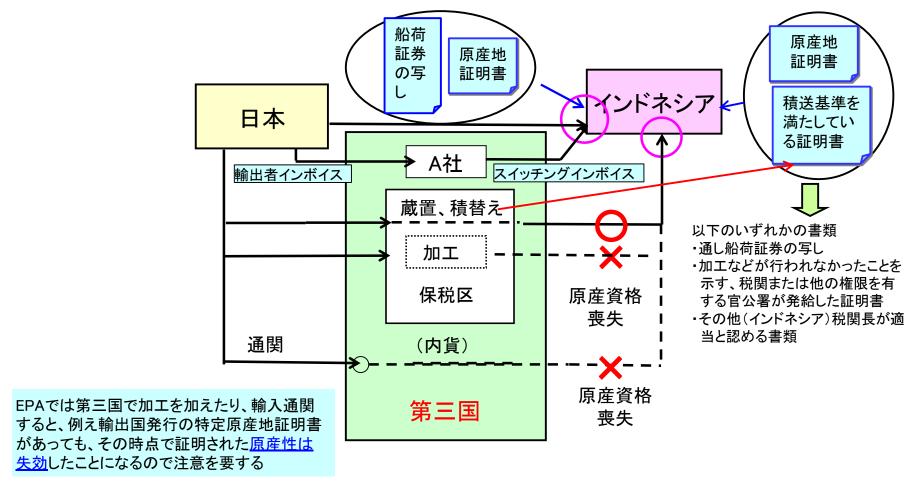


⑤ 日インドネシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項



積送基準

積送基準はEPA特恵関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送することを要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能。



一般特恵(GSP)税率適用品目の扱い(日本に輸入する場合)

GSP税率適用対象品目の大部分は、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、GSP特恵関税の大部分は日インドネシアEPA特恵関税に取って代わり、該当品目は日インドネシアEPA品目別原産地規則における原産地証明書が必要になる。

GSP原産地規則における原産地証明書(Form A)



<u>日本・インドネシア協定品目別原産地規則</u>を満たす特定原産地証明書

日本インドネシア協定発効後、2016年4月現在、GSP税率適用であった3,560品目のほとんどがGSPの適用除外品目になり、GSP税率をベースに関税引き下げが行われている。日インドネシアEPA特恵税率の適用対象外(除外、再協議)であって、一般特恵税率の適用が可能な品目は、2016年4月現在102品目残っている。これらの品目には、従来のGSP原産地規則における原産地証明書(Form A)が必要。

税関ウェブサイト

「一般特恵税率の適用が可能な品目(対インドネシア)(2017年4月現在)」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/indonesia.pdf

インドネシア側参考資料

インドネシア商業省(Ministry of Trade) http://djpen.kemendag.go.id/app_frontend/contents/53-indonesia-in-fta

く参考>

- 1)インドネシアの特定原産地証明書申請窓口 http://www.id.emb-japan.go.jp/ijepa_jp.html (在インドネシア日本大使館/日インドネシア経済連携 協定関連サイト)
 - ⇒Ⅱモノの貿易関係
 - ⇒2 インドネシアから日本への輸出
 - ⇒(4)インドネシアの原産地証明書発給機関(リスト)
- 2)インドネシア政府財務省のIJEPA税率のウェブ サイト(インドネシア語)

http://www.tarif.depkeu.go.id/Tarif/ijepa/?id=ijepa&la m=1&menu=hsform&mode=text



関連マニュアル等

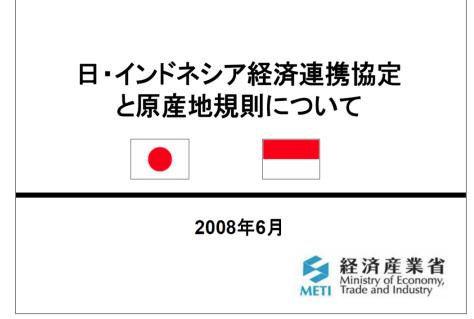
原産地規則の概要 財務省関税局業務課編

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/indonesia/setsumeikai_gensanchi.pdf

日インドネシア経済連携協定原産地規則の概要 - 平成20年6月 (F成20年7月、平成23年7月: 一部改訂) 財務省関税局業務課

日本インドネシアEPAの概要 経済産業省作成資料

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/indonesia_epa06.pdf



本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ) 貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

https://www.jetro.go.jp/services/advice/

不許複製 禁無断転載